

ふれあい収集事業

ごみ対策課 清掃係・・・☎042-387-9835

- 《 対 象 》 申請に基づき、訪問面談した後に決定します。
- 介護保険の要介護認定で要介護3以上の高齢者のみの世帯
 - 身体障害者手帳2級以上の障がいのある方のみの世帯
 - 精神障害者保健福祉手帳1級の障がいのある方のみの世帯
 - 愛の手帳2度以上の障がいのある方のみの世帯
 - その他市長が必要と認める世帯
- 《 内 容 》 ごみ出しが困難な世帯や身近な方の協力を得ることが困難な世帯を対象に、戸別に訪問し、原則週1回家庭ごみを収集します。あわせて安否確認も行います。
- ※ ごみの分別、まとめは行いません。 ※ 粗大ごみは収集しません。
- 《 申 請 方 法 》
- 申請書は、市ホームページからダウンロードできます。
 - 対象世帯であることがわかる書類の写しをご持参の上、ごみ対策課に申請してください。代理申請も可能です。申請書は申請者や世帯員の署名欄があります。
- 《 費 用 》 無料(指定収集袋は自己負担)

食の自立支援(緊急配食サービス) 一部自己負担があります

※令和8年3月末、サービス終了

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843
本町高齢者在宅サービスセンター・・・☎042-388-8011
各地域包括支援センター(P1参照)

- 《 対 象 》
- 傷病等のため一時的に調理が出来なくなった方
 - 病院から退院後、食事の自己管理が困難な方
 - 原則として、近隣に親族が居住している場合は利用できません。
- 《 内 容 》 1日から1週間の夕食を配達します。(日曜・祝日を除く)。



5. 見守り(安否確認)

食の自立支援(配食サービス)

ひと声訪問(牛乳の配達)事業との併用はできません
一部自己負担があります

※令和8年3月末、サービス終了

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843
本町高齢者在宅サービスセンター・・・☎042-388-8011
各地域包括支援センター(P1参照)

- 《 対 象 》
- 原則65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、介護保険の「要支援」以上と認定された方のうち、見守りが必要な方で、精神的・身体的理由等により食事の用意が困難な方
 - 原則として近隣に親族が居住している場合は利用できません。
- 《 内 容 》
- 週3回を基本として夕食を配達します。
 - 会食会・栄養指導・食関連サービスも行います。

食事支援サービス

ひと声訪問(牛乳の配達)事業との併用はできません
一部自己負担があります

※令和7年10月開始

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843
各地域包括支援センター(P1参照)

- 《 対 象 》 原則65歳以上の在宅の方で、以下の全てに該当する方
- 介護保険の「要支援」又は「要介護」と認定された方
 - 日常の買い物、炊事等に支障又は困難がある方
 - 世帯の状況が次のいずれかに該当する方
 - ア ひとり暮らし
 - イ 高齢者のみの世帯で、同居のご家族が病気等の理由により食事の調達が困難な方
- 《 内 容 》
- お選びいただいた配食事業者が夕食の配達を通じて安否確認を行います。
 - 配食事業者が設定した配食費用の一部を市が負担します。
 - 要支援1～要介護2の方は週3食(低栄養状態の改善を目的として介護サービス計画書に定めた場合は週6食)、要介護3～要介護5の方は週6食を上限に利用できます。
 - 事前申請が必要となります。
- 《 費 用 》 市が負担する金額(負担軽減額)は以下のとおりです。負担軽減額を超えた分は利用者負担となります。
- 【1食当たりの負担軽減額】
- 市民税課税世帯の方・・・100円
 - 市民税非課税世帯の方・・・400円

ひと声訪問(牛乳の配達)

配食サービス利用世帯・高齢者住宅入居世帯は対象外です。
ただし、高齢者住宅・グリーントウンにお住いの方はご相談ください。

(自己負担はありません)

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843
各地域包括支援センター(P1参照)

- 《 対 象 》 日常的に見守りの必要な65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上のみの世帯で
市民税非課税世帯の方
- 《 内 容 》 市に緊急連絡先を登録して、1世帯あたり白牛乳又はコーヒーマル牛乳1本を週3回、
牛乳店から配達し、見守りを行います。

救急代理通報システム

無線発報器は貸与のため、紛失・経年劣化以外の故障・破損
の場合は、弁償していただきます。

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843
各地域包括支援センター(P1参照)

- 《 対 象 》 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上のみの世帯で、救急車を呼ぶような慢性疾患
(特に心疾患)があり、常時注意を要する状態で発作時にご自身で通報することが困難
かつ生命の危険に陥るおそれのある方(日中、夜間のみひとりの方でも可)
- 《 内 容 》
- 貸与した無線発報器等(ペンダント等)により、委託業者に通報し、安全の確認と
必要に応じて救急車の手配をします。
 - 熱や煙を感知して自動通報する火災センサーを附帯利用することもできます。

入浴券の配布(公衆浴場)

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843
各地域包括支援センター(P1参照)

- 《 対 象 》 ○ 見守りが必要な65歳以上のひとり暮らしの方で、自宅に風呂がない方又は風呂はあるが、壊れていて使用できない、もしくは身体的状況等により使用できない方(浴槽が深くてまたげない等)
- 生活保護を受給している場合は利用できません。
- ※ 対象要件に該当しなくなった場合は、入浴券を返却していただきます。
- 《 内 容 》 ○ 公衆浴場の入浴券を月7枚ずつ、年4回(4月・7月・10月・1月)配布します。
- ご自分で受け取りに来ていただきます。
- 入浴券は都内の公衆浴場のどこでも利用できます。
- 《 配 布 場 所 》 小金井市役所 介護福祉課 高齢福祉係

ことぶき理容券(割引券)の配布

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843
各地域包括支援センター(P1参照)

- 《 対 象 》 ○ 見守りが必要な65歳以上のひとり暮らしの方
- 市民税非課税の方
- ※ 対象要件に該当しなくなった場合は、理容券を返却していただきます。
- 《 内 容 》 ○ 市内の「ことぶき理容協力の店」(入口付近に表示があります)で調髪・洗髪等で利用されると料金が2,000円割引になります。
- 年3回(4・7・11月)、月1枚の割合で配布します。
- ご自分で受け取りに来ていただきます。
- 要件確認のため、毎年申込書の提出が必要となります。
- 《 配 布 場 所 》 小金井市役所 介護福祉課 高齢福祉係



高齢者福祉電話の貸与

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843
各地域包括支援センター(P1参照)

- 《 対 象 》 ○ 外出困難等定期的に安否確認の必要があり、近隣に親族の居住していない、65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上のみの世帯
- 電話(携帯電話含む)がないこと
- 市民税非課税の世帯の方
- 通話料の自己負担が発生した場合、遅滞無く支払いをされる方
- 《 内 容 》 電話機を貸与します。
- 《 費 用 》 電話設置料・毎月の基本料金・通話料700円までは市が助成します。
- それ以外の料金(700円を超える通話料、104番号案内等)については全額自己負担となります。

友愛活動員の訪問

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843
各地域包括支援センター(P1参照)

- 《 対 象 》 65歳以上のひとりぐらし又は65歳以上の高齢者世帯の方(日中のみひとりの方也可)
- 《 内 容 》 ○ ボランティアの友愛活動員が週1回程度、訪問又は電話でお話相手をいたします。
○ 相談の内容に合わせ、福祉の制度等を行います。
- 《 費 用 》 無料

やすらぎ支援(認知症高齢者家族支援)

桜町高齢者在宅サービスセンター・やすらぎ支援担当
・・・☎042-381-0006

- 《 対 象 》 ○ 軽度の認知症状が見られる、おおむね65歳以上の方
○ 物忘れがあり、不安のある方
○ その他、援助についてのご相談がある方
- 《 内 容 》 支援ボランティアが話し相手・声かけ等の援助を行います。
- 《 利 用 日 》 ○ 月曜日～金曜日(祝日・年末年始は除く)。
○ 10:00～16:00 定期訪問(週1回1時間程度 回数・時間は要相談)
- 《 費 用 》 無料

民生委員

民生委員についての問い合わせ	地域福祉課 地域福祉係・・・☎042-387-9915
高齢者見守り支援事業についての問い合わせ	介護福祉課 包括支援係・・・☎042-387-9845

民生委員とは？

民生委員は民生委員法に基づき、
厚生労働大臣から委嘱された非常勤地方公務員です。
給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。
民生委員は個人の人権を尊重し、相談内容等秘密を守することは
法律で義務づけられています。



民生委員児童委員協議会の
イメージキャラクターミンジー

高齢者見守り支援事業(民生委員による地域の見守り)

- 毎年9月15日時点で、75歳・80歳の方・1年以内に転入された75歳以上の
市民を対象に福祉の情報をお知らせします。
- 75歳以上のひとりぐらしの方・日中ひとりの方・高齢者だけの世帯の方・
お困りごとのある方はご相談ください
- ご相談の内容に応じて必要な支援が受けられるよう、専門機関におつなぎします。
- ※ 定期的に訪問して見守る活動ではありません。

